

## 伐採届提出時確認事項（皆伐の場合）

（伐採前）

はい

1	地域森林計画（大分中部地域森林計画）の対象森林（5条森林）である。	<input type="checkbox"/>	
2	林地開発に該当しない。	<input type="checkbox"/>	※
3	保安林等伐採制限にかかる森林に該当しない。	<input type="checkbox"/>	
4	森林経営計画に基づく伐採ではない。	<input type="checkbox"/>	
5	由布市森林整備計画に定める一箇所あたりの伐採面積上限額（20ha以内）を超えていない。	<input type="checkbox"/>	
6	土地・立木の権利関係等の確認を行っている。	<input type="checkbox"/>	
7	隣接地との境界を明確に把握しているか、又は不明確な場合は隣接地の所有者に確認し、合意を得ている。	<input type="checkbox"/>	
8	必要に応じ、伐採箇所及び作業のために通行する箇所等の周辺の住民や自治会等に、事前に連絡等を行っている。	<input type="checkbox"/>	※
9	伐採後の再造林方法は適切なものとなっている。	<input type="checkbox"/>	※
10	伐採箇所が、人家や道路沿いの急傾斜地等や岩石地、尾根筋や谷筋など皆伐を控えるべき森林ではない。	<input type="checkbox"/>	
11	水道の水源として保護すべき区域や、溪流沿いの森林、環境や観光資源としての重要な森林でない。	<input type="checkbox"/>	
12	伐採後の再造林について、造林事業者との調整等が完了している。	<input type="checkbox"/>	※

※印の箇所については、状況によって該当しない場合があります。

（伐採時）

はい

1	伐採箇所及び周辺の状態に応じて、保残木の集団的な配置や、保護樹帯を列状・塊状で残す等安全配慮を行う。（急傾斜地／岩石地／尾根筋や谷筋、人家、道路沿いの急傾斜地等）	<input type="checkbox"/>
2	重機等車両の通行等により道が損壊しないよう注意し、万が一損壊した場合は管理者に報告を行うとともに指示に従う。	<input type="checkbox"/>
3	林内での重機の移動に際しては、路面への影響を考慮し、保護を行う等適切な措置を講じると共に、必要最小限に留める。	<input type="checkbox"/>
4	一箇所の伐採面積が1ha以上の場合は、適切な位置に伐採届旗を設置する。	<input type="checkbox"/>
5	作業道を開設する場合は、急傾斜地等地形や、雨水等水の流れを十分考慮し、周囲環境への影響や安全に配慮する。また、開設後においては、使用後も含め路面の排水対策を徹底する。	<input type="checkbox"/>

（伐採後）

はい

1	伐採・再造林が完了した後、定められた期間内に「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」を提出する。	<input type="checkbox"/>
2	伐採完了後も、伐採箇所及びその周辺、作業道について定期的に点検を行う。	<input type="checkbox"/>

上記事項について確認済みであり、遵守し作業を行います。

令和      年      月      日

由布市長 殿

[伐採する者]

住所	
氏名 (法人名)	⑩